

△参考資料二△

環境基準は、公害対策基本法第九条を根拠として策定されているもので、昭和四十五年に設定されました。環境基準は、「人の健康に係る環境基準」と「生活環境に係る環境基準」とに分かれており、前者の基準は、全国一律に適用されるものとし、後者の基準は、水域の現在及び将来の利用目的を考慮して、水域類型ごとに基準値が適用されることになっています。

生活環境に係る環境基準

「湖 沼」 前頁掲載の別表

△参考資料三△

霞ヶ浦の水域類型指定は、四十七年に行なわれ、中央水質審議会および茨城県知事その他の関係者の意見を聞いた後、環境庁長官がA類型と指定しました。汚染された水質をA類型に戻すための達成期間は五年以内とされこれを実施するための様々な施策が、法律によって詳しく定められています。

(詳細については「水質汚濁に係る環境基準について」昭和四十五年四月二十一日閣議決定、をご覧ください)

「霞ヶ浦水質浄化に関する具体的
提案事項」に対する回答

(様式第三号)

広第 六三八号

昭和49年12月5日

代表 佐賀純 一 殿

茨城県生活福祉部長

霞ヶ浦水質浄化に関する具体的提案事項について

昭和49年9月18日あなたから知事あて請願のありました標記のことについては、別紙のとおりです。

1 霞ヶ浦総合開発計画の抜本的再検討について

霞ヶ浦開発事業は、国がますます増大する新規水需要に対処するため、利根川水系における水資源基本計画の一環として実施しているものであります。したがって、この事業を一時的にせよ中止することは、首都圏はもとより霞ヶ浦周辺地域の発展に必要な都市用水及び農業用水の確保などの水需給計画を根本から混乱させることになり、その結果社会に与える影響は、はかり知れないものがあるものと考えます。

霞ヶ浦の水質が年々悪化していることは、周知のとおり